

## (補足事項) フレックス工期

フレックス工期の設定のある工事の契約事務の取扱いについて、当部において次のとおり取扱いますのでご確認ください。

### (1) フレックス工期工事における契約保証事務（北保証の場合）

フレックス工期工事において北保証で契約保証を受ける場合、契約保証申し込み時に確定工期（受注者が申し出る工期）が定まっていない場合、保証申し込み時に公告の写しを添付することで、公告の工期で保証を受けることができます。なお、契約書の工期は保証の期間内となります。他の保証機関で保証を受けた場合も、保証期間内に契約工期が有れば、契約締結は差し支えありません。

### (2) フレックス工期の場合の前払金請求について

フレックス工期工事の場合、フレックス工期実施要領により「受注者は契約書に定めた工期内において、前払金を請求できるものとする。」となっているため、契約締結日に請求書を受理することができません。契約書の工期の開始日以降に請求することができます。

### (3) フレックス工期申出書

フレックス工期設定工事の落札後、契約までの間に「工期申出書」の提出が必要です。工期申出書の様式はHPにも掲載しております。

工期を見直す必要があり、公告で示した工期内で工期の延長が必要な場合は「延長請求」が可能です。監督員と協議の上、請求手続きを行ってください。

### (4) フレックス工期工事における工事工程表の提出について

工事工程表は、契約締結日から14日以内に作成し、余白に「労働者災害補償保険料報告書提出済みの証」を押したものを提出すること（作成上の注意事項から）となっていますが、フレックス工期の始期が、契約締結日から14日以降となる場合に不明な点があれば、当該手続きについて担当者と協議してください。